

# 産業政策から見た会社法現代化の重点課題

---

|                              |   |    |
|------------------------------|---|----|
| 1. 産業政策から見た会社法現代化の位置付け       | … | 1  |
| 2. 会社法現代化のポイント               | … | 2  |
| (1) 会社を起こしやすくする              | … | 3  |
| (2) 会社の再編を容易にする              | … | 4  |
| 【補足1】 三角合併について               |   |    |
| (3) より効果的な敵対的買収防衛策の導入を可能にする  | … | 6  |
| (4) 中小企業が使いやすい株式会社制度を設ける     | … | 8  |
| 【補足2】 株式会社と有限会社の一体化へ         |   |    |
| (5) 新しい会社類型(合同会社:日本版LLC)を設ける | … | 10 |
| 【補足3】 LLPとLLCの比較             |   |    |

平成17年4月  
産業組織課

# 1. 産業政策から見た会社法現代化の位置付け

## 会社法現代化は、会社法制改革の総仕上げ

### 平成9～12年 組織再編の柔軟化

- ・ 合併制度の見直し
- ・ 会社分割や株式交換・移転制度の創設

### 平成13年 株式制度の柔軟化

- ・ 種類株式の弾力化や自己株式取得(金庫株)の解禁

### 平成14年 企業統治制度の多様化

- ・ 委員会等設置会社制度(米国型の企業統治制度)の創設

会社法現代化 平成17年通常国会提出  
平成18年度施行予定

持株会社の解禁(H9)

### 組織再編の柔軟化

- ・ 合併法制 (H9)
- ・ 株式交換、移転 (H11)
- ・ 会社分割 (H12)

企業組織再編税制

- ・ 株式交換・移転税制 (H11)
- ・ 会社分割税制 (H13)
- ・ 連結納税制度 (H14)

### 株式制度の柔軟化

- ・ 金庫株の解禁 (H13)
- ・ 種類株式の弾力化 (H13)
- ・ 新株予約権制度の創設(H13)

### 企業統治制度の多様化

- ・ 監査役機能の強化 (H13)
- ・ 取締役責任の制限 (H13)
- ・ 委員会等設置会社の導入(H14)

会社法の現代化 (H17)

## 2. 会社法現代化のポイント

---

### 創業と再編を促す会社法改正となることが重要

創業や再編、中小企業振興や新産業創出といった、日本経済が抱える課題の解決に即応した会社法の整備が重要。

産業政策の立場からは、以下の5つの観点から見て、使い勝手のよい会社法改正になると評価。

ポイント1 会社を起こしやすくする

ポイント2 会社の再編を容易にする

ポイント3 より効果的な敵対的買収防衛策の導入を可能にする

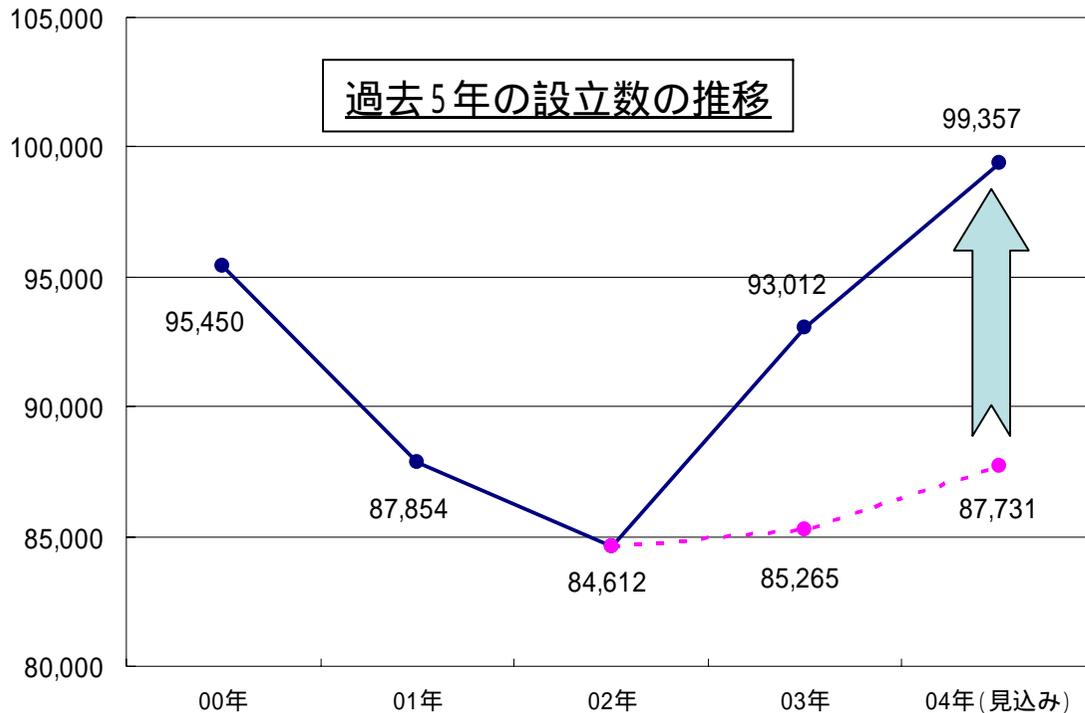
ポイント4 中小企業が使いやすい株式会社制度を設ける

ポイント5 新しい会社類型(合同会社:日本版LLC)を設ける

LLPについては、今通常国会にLLP法案を経済産業省より提出。

# (1) 会社を起こしやすくする

最低資本金規制の特例が、起業に与える効果は大きい。



【これまでの最低資本金規制】

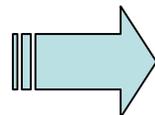
株式会社 1,000万円、有限会社 300万円

【最低資本金規制の特例】

新事業創出促進法に基づき経済産業大臣の確認を受ければ、設立後5年間は最低資本金規制を適用しない(1円でも創業可能)。

本年1月までに既に**2万社を超える企業**が特例の適用を受けて設立されている。

設立時の最低資本金規制を撤廃し、創業を促すことが重要  
会社財産保全のため、剰余金の分配規制は維持



最低資本金規制を撤廃

## (2) 会社の再編を容易にする

会社の合併・分割を行う際には、株主総会で2 / 3以上の賛成が必要。

- 簡易組織再編(株主総会の承認不要の組織再編)の範囲拡大
- 略式組織再編(支配関係にある株式会社間の組織再編の場合、子会社の総会決議を不要に)の導入
- スピンオフの容易化(子会社株式で配当することを解禁し、子会社の独立を容易に)
- 合併等対価の柔軟化(存続会社の株式以外の財産(現金、親会社の株式等)を交付できるようにする)

産業再生法で設けた特例は一定の効果があった。会社経営の機動性・柔軟性の向上を図るため、会社法で一般化し、広く再編を促す。

### 簡易組織再編の範囲拡大

#### 現行法

原則、合併・分割を行うには、株主総会で2 / 3以上の賛成が必要。  
例外として、組織再編を行う対象企業の資産規模比率が合併企業の5%以下であれば、取締役会の決議のみで合併等ができる。  
(産業再生法で上記の特例あり。)

#### 会社法

20%に拡大

取締役会決議のみ

B企業がA企業の資産規模20%以下

合併企業 A

対象企業 B

合併

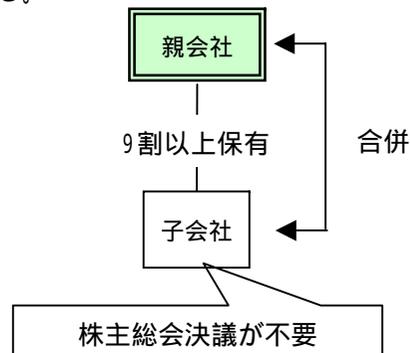
### 略式組織再編の導入

#### 現行法

略式組織再編制度はない。  
(産業再生法では特例あり。)

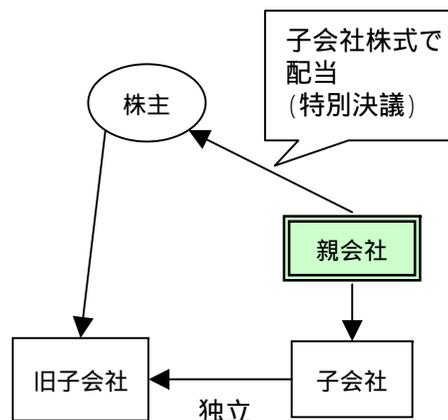
#### 会社法

完全子会社に近い関係にある会社(9割以上保有)間の組織再編の場合、**子会社の株主総会決議を不要**とする。



### スピンオフの容易化(現物配当)

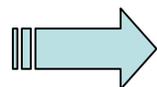
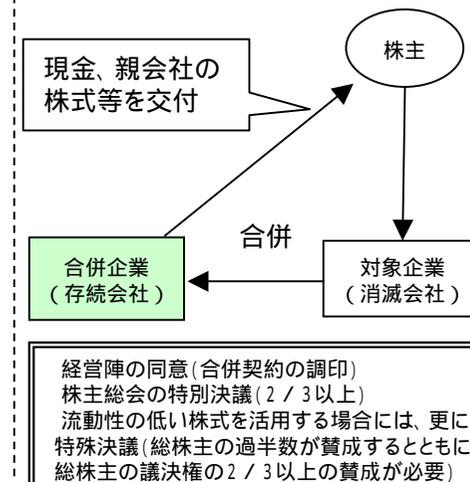
子会社を独立させる時に、株主に対する配当として、金銭以外の財産を分配する場合の**手続・要件などを明確化**。



### 合併対価の柔軟化

⇒ 施行は本体の1年後

合併の際、消滅企業の株主に対して、現金や親会社の株式など、存続会社の株式以外の財産を交付できるようにする。



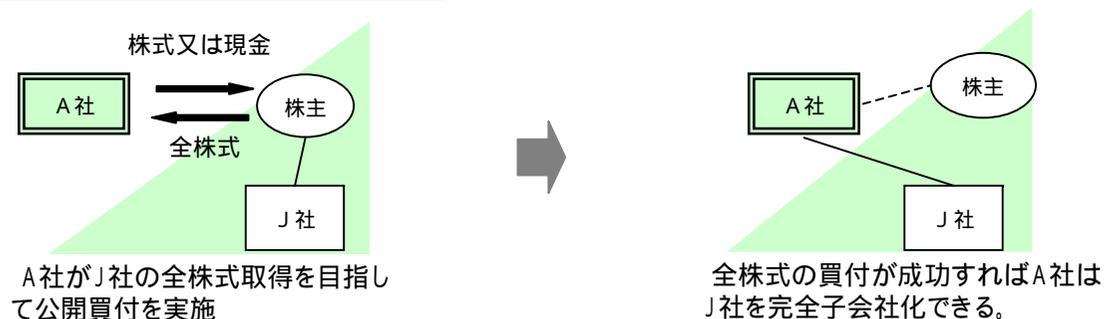
簡易かつ多様な組織再編方式を導入

# 【補足1】 友好的な合併を促進する三角合併の施行を1年後とする理由

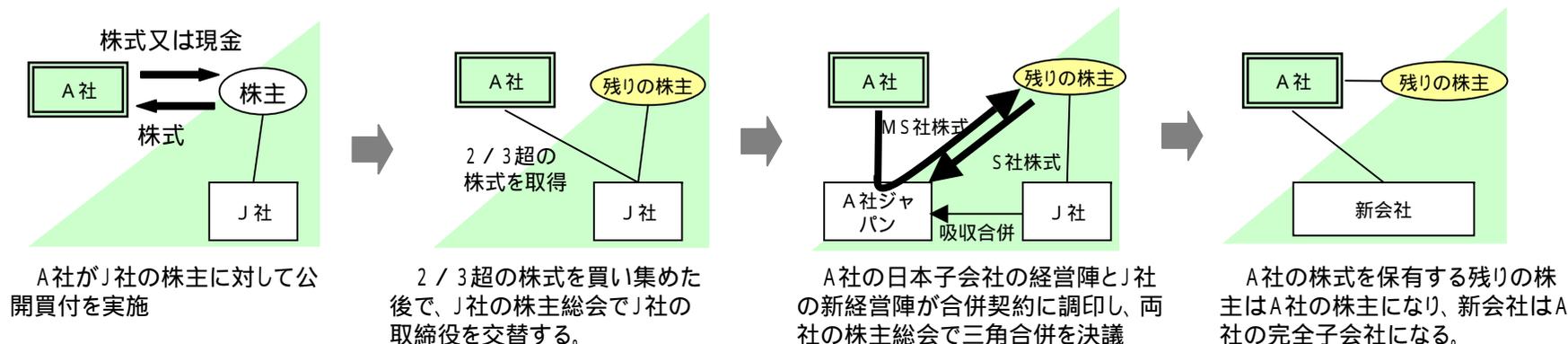
三角合併は、外国企業が日本企業を完全子会社化する際に活用可能な制度であるが、外国企業の子会社と日本企業の経営者同士が合併契約に調印し、株主総会の承認を得てはじめて活用できる制度であり、友好的な場合に使われるもの。したがって、外国企業が日本企業を子会社化しようとして三角合併の提案を行ったとしても、日本企業の経営者が反対している限り、外国企業は三角合併を活用することはできない。しかしながら、こうしたケースでも、外国企業が、まずは日本企業の株式をTOBなどで買い占めた上で、三角合併に反対する日本企業の経営陣を交替し、その後、少数株主を排除するため三角合併を活用することは可能(下記参照)。このため、こうした三角合併の前に行われる株式の買い占め行為に対して、日本企業が有効な防衛策を準備する期間を1年間確保した上で施行することを決定。

敵対的な買収による完全子会社化の方法

**現状では……全ての株主の同意が必要。**



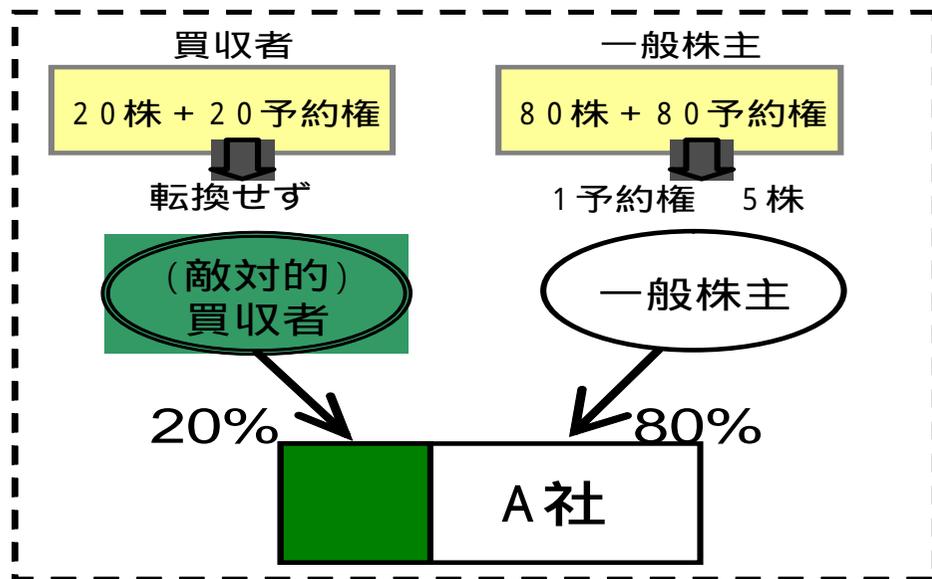
**三角合併を活用すれば……議決権の2/3の同意があれば完全子会社化が可能。**



➡ 日本企業が有効な防衛策を準備する期間として、一年間を確保。

# (3) より効果的な敵対的買収防衛策の導入を可能にする

## 1. 新株予約権を利用した防衛策(ライツプラン)



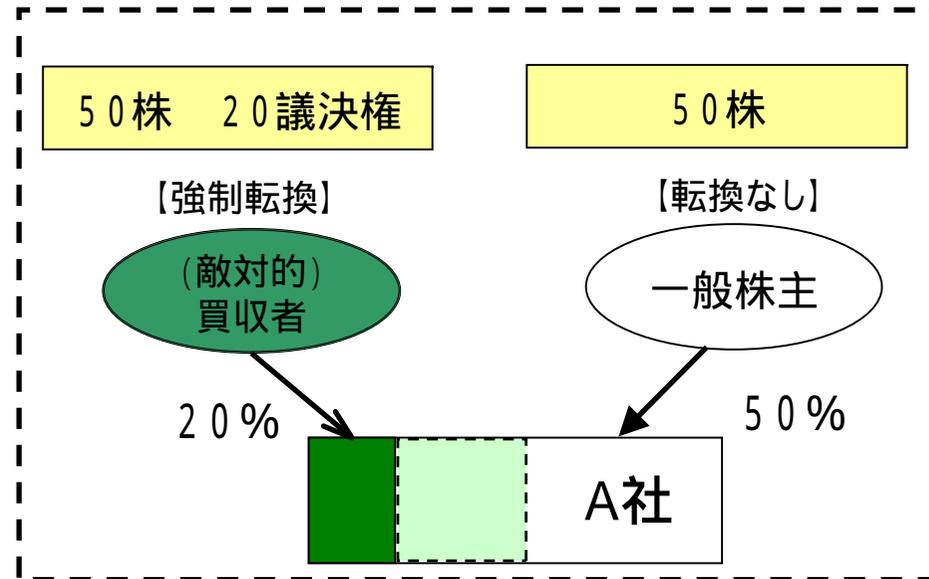
これまで

新株予約権を普通株式に転換するかどうかは、各株主の判断。確実に買収者の持株比率を引き下げられるかどうか不透明。

会社法現代化後

新株予約権を普通株式に転換するかどうかを、会社側の判断で決めることも可能に。確実に買収者の持株比率の引き下げが可能に。

## 2. 強制転換条項付種類株式を利用した防衛策



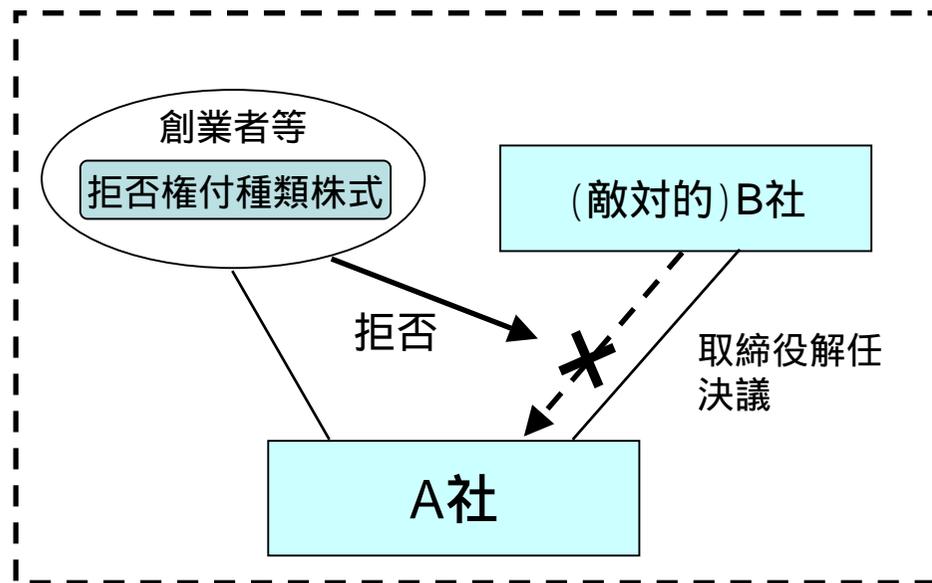
これまで

発行済みの普通株式の種類を変更するには、総株主の同意が必要。防衛策を施した強制転換条項付種類株式を導入することは事実上不可能。

会社法現代化後

発行済みの普通株式を他の種類株式に一挙に変更するための手続を導入。強制転換条項付種類株式を利用した防衛策を導入することが可能に。

### 3. 拒否権付種類株式を利用した防衛策(黄金株)



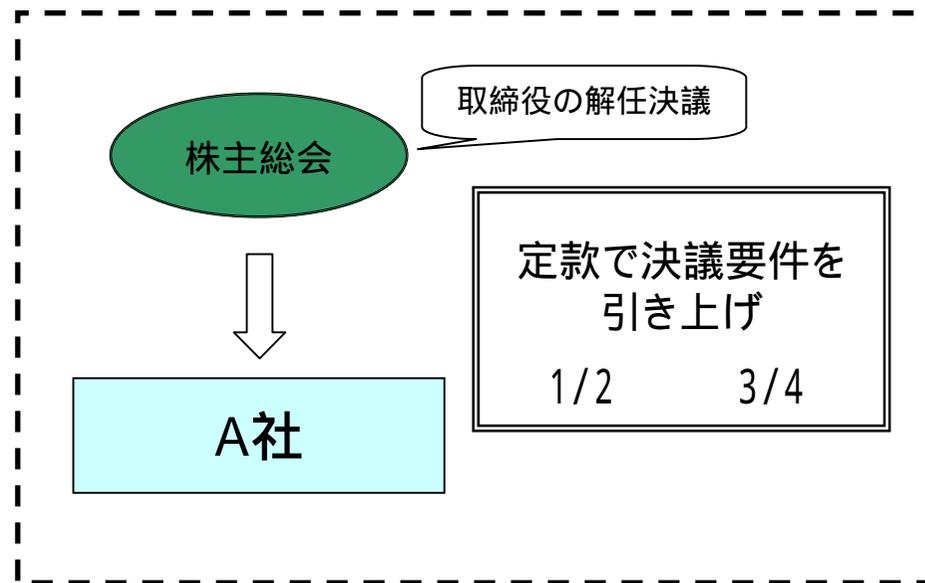
これまで

拒否権付種類株式のみを選択的に譲渡制限とすることは不可能。  
拒否権付種類株式が割当先から友好的でない者に譲渡される可能性があり、実質的に防衛策として意味をなさない。

会社法現代化後

拒否権付種類株式のみを選択的に譲渡制限とすることが可能に。  
拒否権付種類株式の防衛策としての活用がより現実的に。

### 4. 株主総会の決議要件の加重を利用した防衛策



これまで

株主総会の決議要件を加重できるかについては、解釈が分かれていた。  
決議要件を加重できるかについて疑義があった。

会社法現代化後

定款の定めにより、株主総会の決議要件を加重できることを明文化。  
決議要件の加重の適法性が確保される。

## (4) 中小企業が使いやすい株式会社制度を設ける

### 1. 有限会社と株式会社の統合

現状、大企業には株式会社、中小企業には有限会社が用意されている。

株式会社：約110万社、有限会社：約180万社

しかし、有限会社制度には名称から来る偏見大。

そこで、有限会社と株式会社は、株式会社に統合(既存の有限会社には経過措置も用意)。

これまでの譲渡制限株式会社の機関設計は大幅に柔軟化し、中小企業の事業を支援。

### 2. 会計参与制度の創設

中小企業の計算書類の正確性の向上を図る必要性が生じている。

しかし、中小会社に会計監査人監査制度を導入することは費用面から現実性がない。

任意設置として公認会計士又は税理士が、取締役等と共同して計算書類を作成する等の業務を担うという会計参与制度を創設。

# 【補足2】 株式会社と有限会社の一体化へ

## 現行の会社法体系

(商法第2編、有限会社法、商法特例法)

### 株式会社

(商法第2編)

[ 会社数 1,140,300社 (うち資本金3億円未満 1,120,800社) ]

最低資本金規制：1000万円

機関：取締役会必置

監査役必置

取締役は3人以上

取締役の任期は2年

監査役の任期は4年

株主の責任：有限責任

(会社に対し株式の引受価額を限度とする出資義務を負う以外、会社の債務につき責任を負わない)

### その他

•社債、新株予約権等発行可能

•取締役会の書面決議不可

•決算公告義務あり

•会計監査人制度あり

大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社)は強制設置、中会社(資本金1億円超5億円未満かつ負債総額200億円未満の株式会社)は任意設置

•議決権等特段の定めは置けない

### 有限会社

(有限会社法)

[ 会社数 1,847,900社 ]

最低資本金規制：300万円

機関：取締役会なし

監査役の設置は任意

取締役は1人以上

取締役の任期なし

監査役の任期なし

社員の責任：有限責任

### その他

•社債、新株予約権等発行不可

•決算公告義務なし

•会計監査人制度なし

•持分の譲渡には総会の承認必要

•議決権等特段の定めを定款に置くことが可能

統合

## 新会社法

新しい「株式会社」

最低資本金規制：なし

機関：

会計参与を活用するなどにより柔軟性のある設計可能。特に、譲渡制限株式会社は以下の例のような自由な機関設計を選択可能。

取締役及び会計参与の任期は原則2年、監査役の任期は原則4年。ただし、譲渡制限株式会社は定款により最大10年まで延長可能。

取締役の員数は、取締役会を置かない場合は1人以上、置く場合は3人以上。(譲渡制限株式会社のみ取締役会を置かない機関設計の選択が可能)

### 機関設計の例

#### 中小会社

##### 株式譲渡制限中小会社

取締役  
取締役 + 監査役  
取締役 + 監査役 + 会計監査人  
取締役会 + 会計参与

##### 公開中小会社

取締役会 + 監査役  
取締役会 + 監査役会  
取締役会 + 監査役 + 会計監査人  
取締役会 + 監査役会 + 会計監査人  
取締役会 + 三委員会 + 会計監査人

#### 大会社

##### 株式譲渡制限大会社

取締役 + 監査役 + 会計監査人  
取締役会 + 監査役 + 会計監査人

##### 公開大会社

取締役会 + 監査役会 + 会計監査人  
取締役会 + 三委員会 + 会計監査人

三委員会：指名委員会、監査委員会、報酬委員会

株主の責任：有限責任

その他

•社債、新株予約権等発行可能

•取締役会の書面決議可能

•決算公告義務あり

•譲渡制限株式会社にあつては、議決権等特段の定めを置ける

•会計監査人制度あり

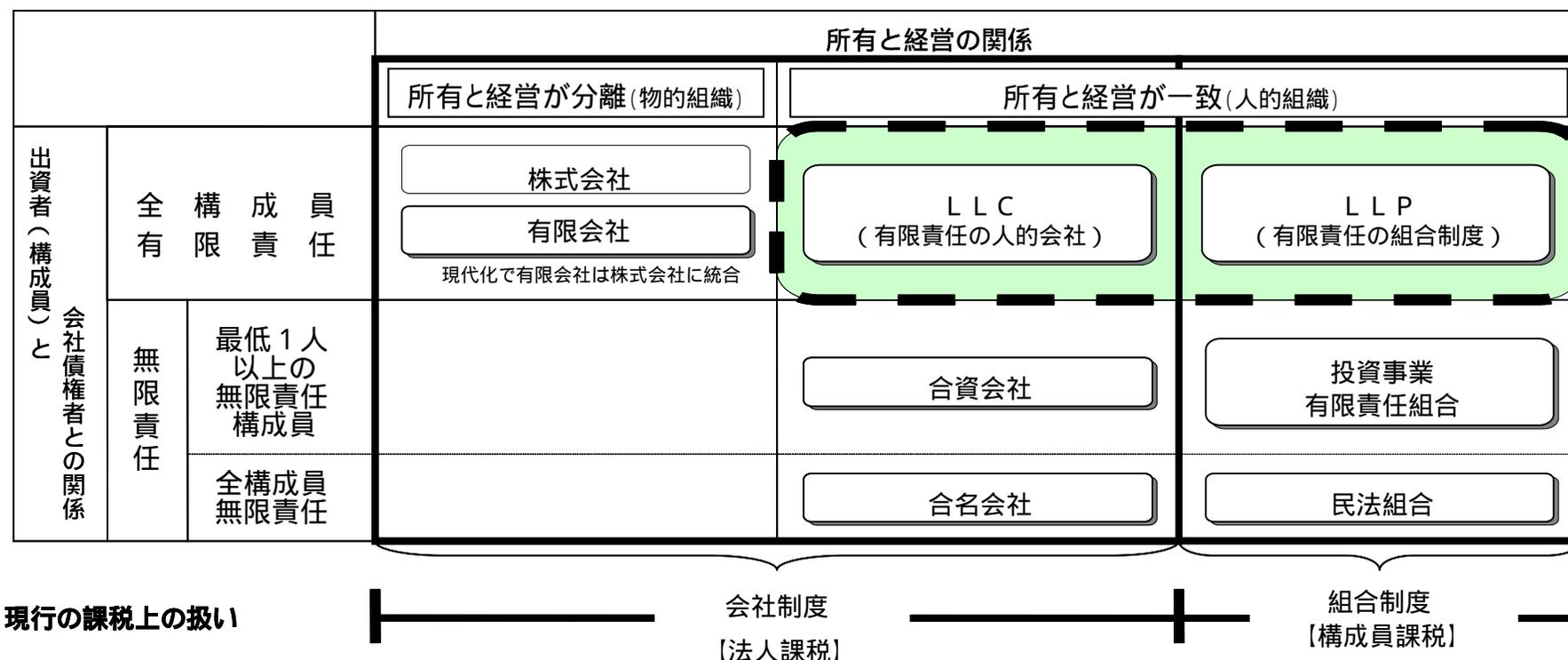
大会社は強制設置、それ以外の会社(資本金5億円未満かつ負債総額200億円未満の株式会社)は任意設置

## (5) 新しい会社類型(合同会社:日本版LLC)を設ける

米国では、LLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー:有限責任会社)の創業、企業連携、サービス業での活用が進んでいる。

日本でも、人材集約型共同事業、事業再編、共同研究開発・産学連携の促進の観点から同様の事業体整備の要請あり。

日本では、組合に法人格を付与した合名会社がこれに近い制度だが、無限責任制が障害となる。そこで、「有限責任の合名会社制度」を創設。これが新しい会社制度である合同会社。



## 【補足3】 LLPとLLCの比較

|                                   | LLP (有限責任事業組合)<br>リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ        | LLC (合同会社)<br>リミテッド・ライアビリティ・カンパニー                          |
|-----------------------------------|---|--|
| 位置付け                              | 民法組合の特例<br>〔経済産業省から今通常国会に提出<br>予定<br>平成17年中に施行〕 | 会社の一類型<br>〔法務省から、会社法改正の一部と<br>して、今通常国会に提出予定<br>平成18年度から施行〕 |
| 有限責任制<br>- 出資者全員が出資額の範<br>囲で責任を負う | 有限責任  | 有限責任   |
| 内部自治原則                            | 損益や権限の配分は自由<br>監視機関の設置が不要                       | 損益や権限の配分は自由<br>監視機関の設置が不要                                  |
| 法人格                               | 法人格無し   | 法人格有り  |
| 課税上の取扱い                           | 出資者(構成員)に直接課税<br>(構成員課税)                        | 現行の税制の原則を前提とすれば<br>法人課税                                    |